令和8年11月11日

チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）契約書の改訂の発効について

1. ASEAN+3の財務大臣・中央銀行による金融協力の一つであるチェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative Multilateralisation: CMIM）契約書の改訂が、2026年11月11日に発効した。改訂の内容については、2024年5月に開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において合意されていた。

2. 今般の改訂によるCMIMの機能強化の主な内容は以下のとおり。

(1) CMIM緊急融資ファシリティ（CMIM-RFF）の導入
　自然災害やパンデミック等の突発的な外生ショックにより、実際に緊急の国際収支上の資金需要が生じた加盟国に対し、通貨スワップを通じた流動性支援を提供する新たなファシリティを導入。

(2) CMIM危機予防ライン（CMIM-PL）における資金引出しの更新を可能とすること
　CMIM-PLに基づく資金引出しの更新を認めることで、加盟国による予防的流動性支援へのアクセスの柔軟性を高める。

3. この改訂により、ASEAN+3の地域金融セーフティネットの中心であるCMIMが強化されることとなる。

（以上）